

掛川市条例第8号

掛川市遺児等福祉手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市遺児等福祉手当支給条例の一部を改正する条例

掛川市遺児等福祉手当支給条例（平成17年掛川市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(支給の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、遺児等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児等については、手当を支給しない。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、<u>里親又は保護受託者に委託されているとき。</u></p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、児童福祉施設（知的障害児通園施設を除く。）に入所措置されているとき、又は同条第2項の規定により、<u>指定医療機関</u>に入所措置され、治療等を委託されているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法第27条の2第1項に<u>規定する施設</u>に入所措置されているとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない遺児等で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令第2条の4第4項に規定する額以上であるときは、手当を支給しない。</p>	<p>(支給の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、遺児等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児等については、手当を支給しない。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、<u>小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。</u></p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、児童福祉施設（知的障害児通園施設を除く。）に入所措置されているとき、又は同条第2項の規定により、<u>指定発達支援医療機関</u>に入所措置され、治療等を委託されているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法第27条の2第1項の<u>規定により、児童自立支援施設又は児童養護施設</u>に入所措置されているとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない遺児等で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令第2条の4第7項に規定する額以上であるときは、手当を支給しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。